**訪問看護・介護予防訪問看護**

**契約書・重要事項説明書**

**（介護保険）**

**訪問看護ステーション ぼちまる**

**訪問看護サービス契約書（介護保険）**

　　　　　　　　　　　　様（以下利用者）と略します。）と訪問看護ステーションぼちまる（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

**（契約の目的）**

第1条

事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

●訪問看護

●その他付随する利用者の生活全般に関する援助

**（契約期間）**

第2条

本契約期間は担当主治医が発行する訪問看護指示書の期間とし、利用者からの契約更新しない申し出がない場合、自動的に更新されるものとします。

**（提供するサービスの内容及びその変更）**

第3条

1. 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「重要事項説明書及び料金表」のとおりです。

2. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が訪問看護の指示範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

**（利用料等の支払い）**

第4条

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対して利用者負担金を支払います。利用料の請求や支払方法は、「重要事項説明書」のとおりです。

2．利用者が重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

**（利用料の変更）**

第5条

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。また、交通費においても事業所の経営状況及び社会的物価の上昇により、変更する可能性があります。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

**（利用料の滞納）**

第6条

1**．**利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を1カ月分以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、2カ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2． 事業者は、前項の催告措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

**（利用者の解約権）**

第7条

1. 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

・事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合。

・事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合。

・事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

**（事業者の解約権）**

第8条

1. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により7日以上の予

告期間をもって、この契約を解約することができます。

・利用者及びその家族が法令違反、著しく社会的常識を逸脱する行為（サービス事業者への身体的暴力及び恫喝や脅迫、業務妨害、性的強要、サービスの過剰要求など）、事業者と利用者及びその家族間において治療的協力関係の構築とその継続が困難又は双方の信頼関係を著しく損なう事象が起こった場合。

・利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合。

・医師の指示期間内において利用者からサービス利用の意思がない場合。

2. 事業者は前項によりこの契約を解約する場合には、担当医師及び提携機関へ必要

に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や

生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

**（契約の終了）**

第9条

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

1．第２条に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合。

2．第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合。

3．第6条及び第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

4．利用者が死亡した場合。

**（損害賠償）**

第10条

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

1．前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

2．利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合賠償額を減額することができます。

**（個人情報保護の取り扱い及び守秘義務）**

第11条

事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。また、利用者においても事業者のサービス中において知り得た事業者の個人情報について第三者には漏らしません。

1．事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

2．事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、提携機関（病院、学校、自治体など）へ必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で情報提供します。

**（苦情処理）**

第12条

1．利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2．事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3．事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

**（サービス内容等の記録の作成及び保存）**

第13条

1．事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約完結の日から5年間保存します。

2．利用者及び利用者の家族及び後見人は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3．事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他機関へ記録の写しを交付することができるものとします。

**（契約外条項）**

第14条

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

**重要事項説明書（介護保険）**

1. 事業者（法人）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者（法人）の名称 | NPO法人ぼちまる |
| 主たる事務所の所在地 | 〒799-1602愛媛県今治市山口乙1番3号 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表理事　出山義洋 |
| 設立年月日 | 2023年6月12日 |
| 電話番号 | 090-1328-3447 |

1. 事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ご利用事業所の名称 | 訪問看護ステーション　ぼちまる |
| サービスの種類 | 訪問看護 |
| 事業所の所在地 | 〒799-1602愛媛県今治市山口乙1番3号 |
| 電話番号 | 090-1328-3447 |
| 指定年月日 | 2024年9月1日指定 |
| 管理者の氏名 | 出山　義洋 |
| 通常の事業の実施地域 | 今治市、西条市、新居浜市、松山市 |

1. 提供するサービスの内容

訪問看護は利用者の居住する自宅を訪問し、療養上の世話や生活上の支援を行うことにより、心身の機能発達と向上や予防的介入を図るサービスです。

・療養上の世話

　清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養

上の世話、ターミナルケア

・診療の補助

　褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

・リハビリテーションに関すること

・家族の支援に関すること

　家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

1. 営業日時

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日・12/29～1/3を除く） |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時まで（時間外対応あり） |

1. 事業所の職員体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 | 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 |
| 看護師 | 常勤3 | 理学療法士 | ０ |
| 准看護師 | ０ | 作業療法士 | ０ |
| 保健師 | ０ | 言語聴覚士 | ０ |

1. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたらお申し出ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理責任者の氏名連絡先 | 出山　義洋TEL：090-1328-3447 |

1. 利用料

別紙「料金表」参照

1. 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）及び明細書は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

|  |  |
| --- | --- |
| 支払い方法 | 支払い要件等 |
| 銀行振り込み | 翌月15日又は次回利用日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。**銀行名：伊予銀行****支店名：今治支店(支店番号：200)****普通口座：4153454****口座名義人：トクヒ)ぼちまる　理事出山義洋** |
| 備考 | ※振込手数料はご利用者様側にてご負担ください。※振込時には個人名の記載をお願いいたします。 |

1. 緊急時における対応及び事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに担当主治医へ連絡を行います。また、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．相談窓口

サービス提供に関するご相談は、下記の窓口にてお受けします。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談窓口 | 電話番号090-1328-3447又は080-3163-8895（管理者直通）面接場所 当事業所の相談室　担当：出山　義洋受付時間：8：30～17：00 |

１０．サービスの利用にあたっての留意事項

以下の規約にご留意ください。

・金銭の管理、貸借は対応いたしません。

・訪問看護サービスは介護保険制度における心身機能の向上回復、療養上の世話や診療補助を原則としているため、それに該当しないサービスは自費サービスとして提供、又は対応しかねる場合がありますのでご了承ください。

・新型コロナウィルス感染症予防について、厚生労働省の方針及び関係構築の観点から、業務中における職員のマスク着用は任意とさせて頂きますのでご了承ください。また、職員が発熱及び体調不良を呈している場合、症状の程度により訪問を中止とさせて頂く場合がございます。

**料金表（介護保険）**

＜訪問看護費＞

【基本単価】（法定代理受領の場合は下記金額の１割、２割又は３割。）　　　　　　（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | (単位数) | 利用料 |
| １０割 | １割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| **訪問看護費** | 20分未満 | 314 | ￥3,140 | ￥314 | ￥628 | ￥942 |
| 30分未満 | 471 | ￥4,710 | ￥471 | ￥942 | ￥1,413 |
| 30分以上1時間未満 | 823 | ￥8,230 | ￥823 | ￥1,646 | ￥2,469 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,128 | ￥11,280 | ￥1,128 | ￥2,256 | ￥3,384 |

＜介護予防訪問看護費＞

【基本単価】（法定代理受領の場合は下記金額の１割、２割又は３割。）

（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | (単位数) | 利用料 |
| １０割 | １割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| **介護予防****訪問看護費** | 20分未満 | 303 | ￥3,030 | ￥303 | ￥606 | ￥909 |
| 30分未満 | 451 | ￥4,510 | ￥451 | ￥902 | ￥1,353 |
| 30分以上1時間未満 | 794 | ￥7,940 | ￥794 | ￥1,588 | ￥2,382 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 1,090 | ￥10,900 | ￥1,090 | ￥2,180 | ￥3,270 |

注 １月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合　上記単位数の10％減

注　１月当たりの利用者が同一の建物に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15％減

注　准看護師が指定訪問看護を行った場合　　 　　　上記単位数の10％減

注　夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合　 　　上記単位数の25％増

注　深夜（22:00～6:00）の場合　　　　　　　　　　　　 上記単位数の50％増

＜その他加算（※訪問看護・介護予防訪問看護　共通）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | (単位数) | 利用料 |
| 10割 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| **複数名訪問加算(Ⅰ)**複数の看護師等が同時に訪問看護を行った場合 | +254/1回（30分未満） | ￥2,540 | ￥254 | ￥508 | ￥762 |
| +402/1回（30分以上） | ￥4,020 | ￥402 | ￥804 | ￥1,206 |
| **長時間訪問看護加算**特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 | +300/1回 | ￥3,000 | ￥300 | ￥600 | ￥900 |
| **緊急時訪問看護加算（Ⅰ）**事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う場合 | +600/1月 | ￥6,000 | ￥600 | ￥1,200 | ￥1,800 |
| **特別管理加算(Ⅰ)**気管カニューレ等の特別な管理のある場合 | +500/1月 | ￥5,000 | ￥500 | ￥1,000 | ￥1,500 |
| **特別管理加算(Ⅱ)**人工肛門などの特別な管理のある場合 | +250/1月 | ￥2,500 | ￥250 | ￥500 | ￥750 |
| **ターミナルケア加算****（※訪問看護のみ）**亡くなった日を含め、14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合 | +2,500/死亡月 | ￥25,000 | ￥2,500 | ￥5,000 | ￥7,500 |
| **初回加算（Ⅱ）**　新規利用時、または過去2か月間に利用がない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合 | +300/1月 | ￥3,000 | ￥300 | ￥600 | ￥900 |
| **退院時共同指導加算**　入院（入所）している方が、退院（退所）するにあたり、共同で療養上必要な指導をし、文書にて情報提供した場合 | +600/1回 | ￥6,000 | ￥600 | ￥1,200 | ￥1,800 |

＜その他＞

●交通費（有料道路代、駐車場代、ガソリン代など全て含む）

・今治市・西条市・新居浜市・松山市は無料。

その他の地域は、以下の交通費をご負担いただきます。

※生活保護受給の方は交通費負担なし

　　　大三島　訪問看護:2,190円/回　学習サポート:3,880円/回

　　　伯方　　訪問看護:1,950円/回　学習サポート:3,400円/回

　　　大島　　訪問看護:1,550円/回　学習サポート:2,600円/回

　　　四国中央市　訪問看護:2,100円/回　学習サポート:3,700円/回

　　　上島町　訪問看護:3,730円/回

●キャンセル料

利用日前日まで　　無料

利用日当日　利用料全額負担

（ただし、容体の急変などやむを得ない事情が発生した場合は不要です）

●各種イベント費用（食事会、レクリエーションなど）

企画内容や規模に応じて参加費を頂く場合があります

●自費サービス

自費訪問：60分8000円+交通費（地域対象外は実費分）

以上のとおり、訪問看護サービスに関する契約内容及び第11条に定める利用者の個人情報の使用、重要事項説明書の内容、料金表並びに訪問看護サービス加算に関する事項を全て同意した上で訪問看護サービスの契約を締結します。

　　　年　　月　　日

（利用者）

住 所

氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代理人）

私は、利用者本人の契約意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

住 所

氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

本人との続柄

（家族代表）

住 所

氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

本人との続柄

（事業者）

利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを適切且つ責任をもって実施します。

事業者（法人名）NPO法人ぼちまる

住 所　愛媛県今治市山口乙1番3号

代表　出山　義洋